

牟田事務所 許認可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2023.05

【建設】 【運送】 【産廃】 【その他】

★建設業★ ～あるある、定時株主総会～

役員退任・辞任 取締役の任期が満了です。

代表取締役会長の任期が満了で、「重任」されると思いきや、「ご退任」だそうです。

会長は、「社長(代表取締役社長)が立派だね。僕の出番はないよ。若い人に任せた方がいいと思ってね。」とおっしゃいます。なるほど、若手を信頼して任せる。いいですね。



チョット待ってください！

今の社長は、取締役就任されてから何年ですか。5年以上、場合によっては6年以上経過していますか。もし、5年未満だとすると建設業許可が失効してしまいます。

建設業許可では、「経營業務の管理責任者」といって、取締役等期間が最低5年以上必要となっています。**実態ではなく、登記上の期間**で判断するというわけです。

許可の更新できず！

税理士の先生から、「これまで会社の担当者が建設業関係の手続きやっていたんだけど、昨年65歳で嘱託になったので、これからお願いします。もうすぐ更新だと思うんだけどね。」といわれ、5年分の決算書等をお預かりすることがあります。そして、登記を確認すると、上記のようなケースで許可が失効していて更新どころではなくなり困ってしまうことがあります。

登記懈怠 変更しなくても登記してくださいね

反対に、「役員はずーっと変わっていませんよ！」って胸を張っておっしゃる場合があります。謄本を拝見しますと、就任が平成24年となっています。ということは、今から11年前ですね。会社法で取締役の任期は最長10年と決められています。**「重任」という登記**がしてありません。

ハイ、登記懈怠 会社法976条1号 …この法律の規定による登記をすることを怠ったとき。役員選任などの登記すべき事項が発生したのに、2週間以内に登記しない場合をいい、過料が課せられます。過料は払えばそれでいいかもしれませんが、建設業許可の更新時に重なると大変です。(ちなみに有限会社の役員には任期がありませんので、ご心配なく。)

厳しい経営環境が続く建設業界ですが、経営だけでなく許可も忘れないでくださいね。事業承継、M&Aには必ず建設業許可要件の確認をしましょう。

★運送業★ 高速道路割引見直し

2024 年度中に高速道路料金の深夜割引の見直されることになりました。

日付の変わる午前0時前には首都圏等の本線料金所やインターチェンジ付近で深夜割引適用待ちのトラックがたくさん止まっていることがあります。そんな中 2024 問題もあり、少しでもドライバーさんの負担を減らすために高速道路の深夜割引の見直しがされます。

<見直し内容> ○ 割引適用時間帯に走行した分のみ3割引
○ 割引適用時間帯を22時から翌5時に拡大

現行の割引制度は、ETC を利用して0時から4時の間に高速道路を通行する車両の料金を3割引になります。長距離を走るトラックはどうしても深夜時間帯に運転せざるを得ない状況もあり、結果として労働環境の悪化の要因になっていることもあります。

～今回の見直し内容～

- 割引適用時間帯に走行した分のみ3割引
- 割引適用時間帯を22時～翌5時に拡大

さらに長距離運行の負担軽減のため三つの見直しがあります。

- ・400 km超の走行を対象に長距離逓減制が拡充されます。
- ・深夜割引適用車両のうち1,000 kmを超えた走行分の割引
- ・22 時台に高速道路を流出した車両は割引率を2割に

この見直しにより深夜割引が適用されるのが実走行分になります。そのため今まで夜間休めていたドライバーさんも夜間に運行が必要になるかもしれません。高齢化したドライバーさんの健康が心配です。年二回の健康診断を忘れず、日々の体調管理にも気を付けたいですね。

長距離運行はとうなる

今回の見直しにより長距離運行は減るか、増えるか

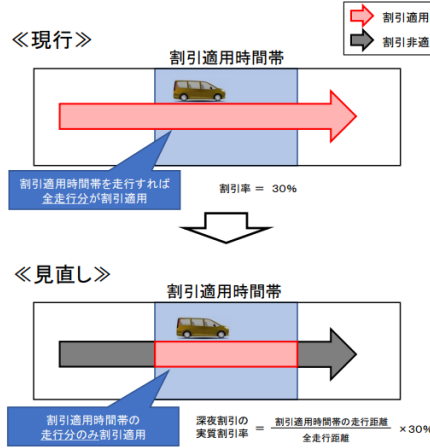
400 kmは名古屋～千葉県あたりまで、1000 kmは名古屋～青森あたりまで改善基準告示が改正される中でこれだけの長距離運行はできるのでしょうか。

今後は一人で長距離運行するのではなく他の拠点のドライバーや他社と協力した中継輸送が増えてきます。自社だけで運べない荷物も他社と協力して運ぶことができます。

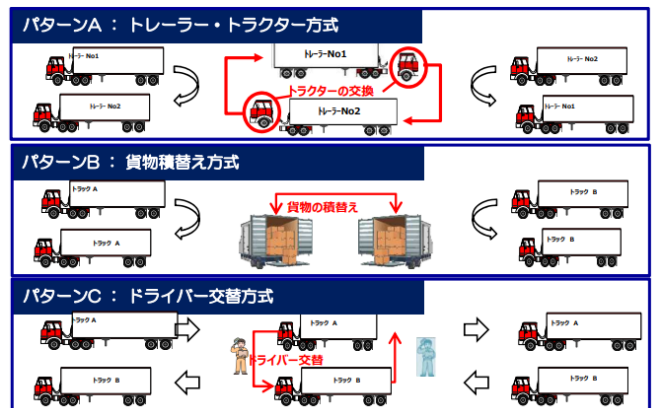
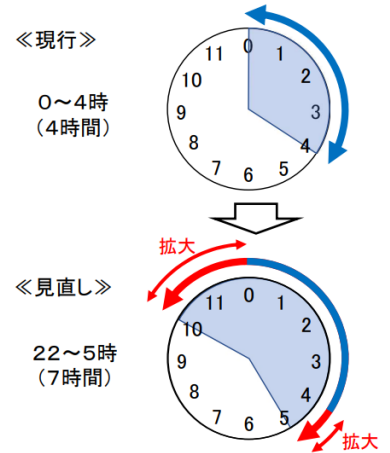
これからは各地の運送事業者との協力がキーを握りそうです。来年まで待たないです。

国交省にも「中継輸送で働き方改革のすすめ」や「Q&A」も掲げています。参考になりそうなものもあり、僕も猛勉強中です。急がなくては!!!

①深夜割引適用時間帯に走行した分のみ3割引



②割引適用時間帯を22時から5時に拡大



★産廃業★

～石綿汚泥はじめました②～

環境省の「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」の改訂により、石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものについて、産業廃棄物である石綿含有産業廃棄物（汚泥）として取り扱うことが明記されました。このため、許可品目に石綿含有産業廃棄物（汚泥）を含める必要が生じ、以降は左記の許可がないと処理できなくなります。

○石綿汚泥とは

塗材中に重量の0.1%を超えて石綿を含有する建築用仕上塗材のこと。（石綿含有仕上塗材が施工されている建築物の工事では石綿粉じんの適切な飛散防止処理対策を行う必要があります。）

○対象となる事業者

産業廃棄物処理業許可の「汚泥」「石綿含有産業廃棄物」いずれかの品目を持つ事業者すべて。（届出または変更許可申請が必要）

○主な改正点

(1) 「石綿含有仕上塗材」を廃石綿等から⇒石綿含有産業廃棄物へ変更

今回の改正で、石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、吹付け工法であるか否かに関わらず石綿含有産業廃棄物になりました。石綿含有仕上塗材について、高圧水洗工法等により除去され、泥状の状態で廃棄されたものは、「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」として取り扱うこととし、以降、上記許可がないと収集運搬できなくなります。

(2) 「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」の追加

石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは、工法によっては「汚泥」に該当する場合もあると示され「石綿含有産業廃棄物」の該当品目に「汚泥」が追加されました。

	石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けパーミキュライト	吹付け工法で施工された石綿含有仕上塗材（左記除く。）	吹付け以外の工法で施工された石綿含有仕上塗材
改正前	特別管理産業廃棄物「廃石綿等」 ※変更なし	特別管理産業廃棄物「廃石綿等」	産業廃棄物の石綿含有産業廃棄物「廃プラスチック類」、「がれき類」又は「ガラ陶」
改正後		産業廃棄物の石綿含有産業廃棄物 ※NEW 「廃プラスチック類」、「がれき類」、「ガラ陶」又は「汚泥」	

※愛知県 HP 「石綿含有仕上塗材に係る大気汚染防止法等の改正への対応について」より

○改正の経緯

大気汚染防止法の改正（令和3年4月施行）によって全ての石綿含有建材が規制対象となり、従来の石綿含有吹付け材等に加え、新たに石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材という区分が設けられました。石綿含有仕上塗材は上記表改正前のような工法による区分がなくなり、産業廃棄物の「石綿含有産業廃棄物」に該当するとされました。大防法の改正を踏まえ、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」が改正され、許可上の取扱いが変更となったものです。

上記を受け、R5.9月末までの移行期間内に該当事業者の方は許可の書換えが必要となります。各県で対応（届出・申請方法等）が一律ではないため、一度ご相談いただけますと幸いです。

牟田事務所 法律相談

会社から現場の行き帰りの時間
確認してみましょう。

建設業 ～時間外労働上限規制～ 移動時間・労働時間

会社から現場までは、通勤時間、それとも労働時間

建設業では、仕事は現場で始まることが多く、現場までの移動時間について問題になることがあります。

労働時間って

「**使用者の指揮命令下に置かれているか否か**」がキーワードです。

通常は、現場での指揮命令ですから、会社や自宅から現場までの移動時間は労働時間にはなりません。場合によっては、「労働時間」扱いになるので注意が必要です。



移動時間（労働時間ではない）になる場合

- ・会社に、「〇時〇分までに来た人は一緒の車で行けますよ～」ならOK。
- ・現場への行きかえりの道中、居眠りや「コンビニに止めてください～」とか自由であれば仕事とはなりませんね。

「移動時間」を「労働時間」に
していませんか。

労働時間になる場合

- ・会社への出社が義務付けられ、「〇時〇分集合！」と指示して現場へ向かう。
- ・会社で準備、ミーティング、帰ってからの片付けを行う場合。
- ・移動中の車の中で、当日の段取り、帰りには明日の予定など打ち合わせをする。

24年問題 月45時間、年360時間(休日含まず)

もし会社と現場の往復に仕事の段取りや反省をしていると、往復2時間というか、朝はラッシュを避けもう少し早く出発するかもしれませんね。すると残業時間は、単純に月45時間を超えてしまうのではないのでしょうか。また、土曜日出勤となると朝から残業（時間外労働）となり、月45時間にカウントします。注意が必要です。

移動手当

だからと言って片道1時間半、往復3時間もかかるのに1日8時間分の給与だけだと、ちょっと考えてしまいますよね。特に新卒となると…コンビニのバイトの方がいい…なんてことになりかねませんから、そのような場合は、「移動手当」を検討されてはどうか。



運転手当

また、みんなを乗せる車を運転する人ってどうでしょう。居眠り！するわけにはいきませんね。かといって、現場作業とは内容が違いますから、単価が異なることは問題ありません。



就業規則

これらの移動時間、休憩時間も含めた始業・終業時間について、就業規則に規定しておくとうれしいですね。いい機会です。

ご心配な方は、各担当へご連絡下さい。早めがいいですね。